

使用許可特記事項

①府営住宅指定管理者との連携・協力

- ・府営住宅においては、指定管理者制度を導入して、駐車場を含めた府営住宅の管理を行っておられます。そのため、事業者は、府と同様、府営住宅指定管理者とも連携・協力して事業を行ってください。
- ・府営住宅入居者が利用している月極駐車場の巡回・清掃・除草等の現地管理業務は、府営住宅指定管理者が府営住宅自治会又は民間事業者に委託している（一部の府営住宅では指定管理者自らが行っている）ため、状況に応じて府または府営住宅指定管理者の指示のもと、連携・協力してください。

②問い合わせ等への対応

- ・カーシェアリング事業に係る府営住宅自治会等からの問い合わせや苦情等があった場合は適宜現地確認を行ない、誠意をもって丁寧な対応に努めてください。
- ・カーシェアリング利用に係るトラブル・苦情対応は事業者が24時間体制で速やかに対応してください。（原則、通報から概ね30分以内でトラブルのあった現場へ到着してください。）

③施設設備及び保守管理

- ・カーシェアリング事業の実施にあたっては、府営住宅の入居者（以下「入居者」という。）や近隣住民等に、自動車のヘッドライトや排気ガス、利用者が出すゴミ、設置機器等が発する照明や音量等が迷惑とならないよう配慮してください。
※利用者に騒音への配慮、アイドリングやゴミの置き捨て等をしないよう、注意喚起してください。
- ・カーシェアリングに必要な設備の整備及び必要な保守管理は事業者の負担とします。なお、カーシェアリングの管理運営に直接関係のない機器や設備を設置してはなりません。（例 飲料等の自動販売機等）。また、電源は、特段の事情がない限り、住宅内の引込メーター等からではなく、事業者が個別に直接引き込んでください。ただし既設外灯の電気料金を事業者が負担する必要はありません。
- ・カーシェアリングとして使用するにあたり区画幅や通路等の改修が必要な場合は、事業者が行ってください。なお、改修する場合は、あらかじめ府の承諾を得てください。
- ・出入り制限のため既にゲート機やバリカー等が設置されている府営住宅において、それらが支障となる場合は、移設できることがあるので、事前に府と協議してください（移設に要する費用は事業者の負担とします）。
- ・関係規定（駐車場法、大阪府福祉のまちづくり条例等）を遵守してください。

④迷惑駐車及び不正利用等の対応

- ・使用許可を受けている区画における迷惑駐車及び不正利用（車両以外の放置物）等に対しては、事業者が以下の対応を行ってください。（警告書の貼り付け等に要する費用は事業者の負担とし

ます。)

- ア) 警告書の貼り付け等による所有者への警告及び府への状況報告
- イ) 所有者の確認及び解消に関する必要な措置及び府への状況報告
- ウ) 放置車両の撤去業務
- エ) 苦情・問合せ

⑤清掃

- ・次のア、イの区分に基づき、アについては月1回以上、イについては半年に1度、年2回以上の清掃を行ってください。(「清掃・除草管理区分・範囲」参照)

ア) 使用許可を受けている駐車場区画内、区画の前面車路の半分及び区画の周囲(区画から1m程度とし、隣接する植栽帯を含む。)。駐車場区画外に案内看板等を設置している場合は、その周囲1m程度。

イ) 上記の清掃範囲内にある側溝及び排水枡

※基本的な考え方は上記によりますが、カーシェアリング利用者に起因するゴミ等は、上記の範囲に関わらず清掃してください。

※府営住宅自治会等から使用許可を受けている駐車場区画や案内看板周辺の清掃に対する苦情・要望等があった場合は、上記に限らず誠意を持って対応してください。

⑥除草

- ・次の範囲について、半年に1度、年2回以上の除草を行ってください。(「清掃・除草管理区分・範囲」参照)

使用許可を受けている駐車場区画内及び区画周辺の草(区画から1m程度とし、隣接する植栽帯を含む。)。駐車場区画外に案内看板等を設置している場合は、その周囲1m程度。

※基本的な除草の考え方は上記によりますが、府営住宅自治会等から駐車場区画や案内看板周辺の除草に対する苦情・要望等があった場合は、上記に限らず誠意を持って対応してください。

※除草剤に関しては、原則使用しないこととするが、メリケントキンソウ対策など、やむを得ず除草剤を限定的に使用する際は、事前に発注者と協議のうえ、使用の承諾を得ること。なお、除草の頻度・回数を減らす目的で、除草剤を使用することは認めない。農薬の使用に関しては、環境省が発行する「公園・街路樹等病害虫・雑草管理暫定マニュアル」に従い、適切に使用すること。

[公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～ | 水・土壤・地盤・海洋環境の保全 | 環境省 \(env.go.jp\)](#)

⑦清掃・除草にかかる計画表及び報告書の提出

- ・⑤及び⑥に定める清掃及び除草について、当該年度における住宅ごとの実施計画を立て、実施計画書(参考様式1)及び実施報告書(参考様式2)を作成してください。
- ・府から指示があった場合は、提出してください。

⑧府営住宅の維持管理に伴う一時使用停止

- ・府営住宅の除草や樹木剪定等のため、当該カーシェアリング事業の営業を一時的に停止するよう府営住宅自治会や府等から依頼があった場合は、適切に対応してください。

⑨看板・誘導案内板等

- ・府営住宅敷地内にカーシェアリング用の車両があることを案内する看板や、カーシェアリング用の車両までの誘導案内板の内容については、事前に府に提案し承諾を得てください。また設置箇所については、府等が支障ないと判断し、かつ自治会に説明のうえ、理解が得られた場所であれば設置可能です。
- ・外部からカーシェアリングの駐車区画への誘導にあたっては、一方通行の標識に逆行する誘導を行なわない等、道路交通に混乱を生じさせないようにしてください。また、敷地内の通行に関して、一方通行のルールを設けている府営住宅があるので、その場合はルールに沿った看板や誘導案内板の設置を行うなど、敷地内の通行ルールに配慮してください。
- ・カーシェアリングの駐車区画への誘導に関する案内は、府営住宅の月極駐車場及び時間貸等駐車場の区画に誤ってカーシェアリングの利用者が駐車しないよう適切に表記してください。
- ・利用料金の表記を巡って利用者とトラブルにならないよう配慮してください。

⑩電気等

- ・電気等が必要な場合は、当該事業専用で個別に電気事業者等と契約してください。電気代等は事業者の負担となります。

⑪消防・警察・その他官公署との協議

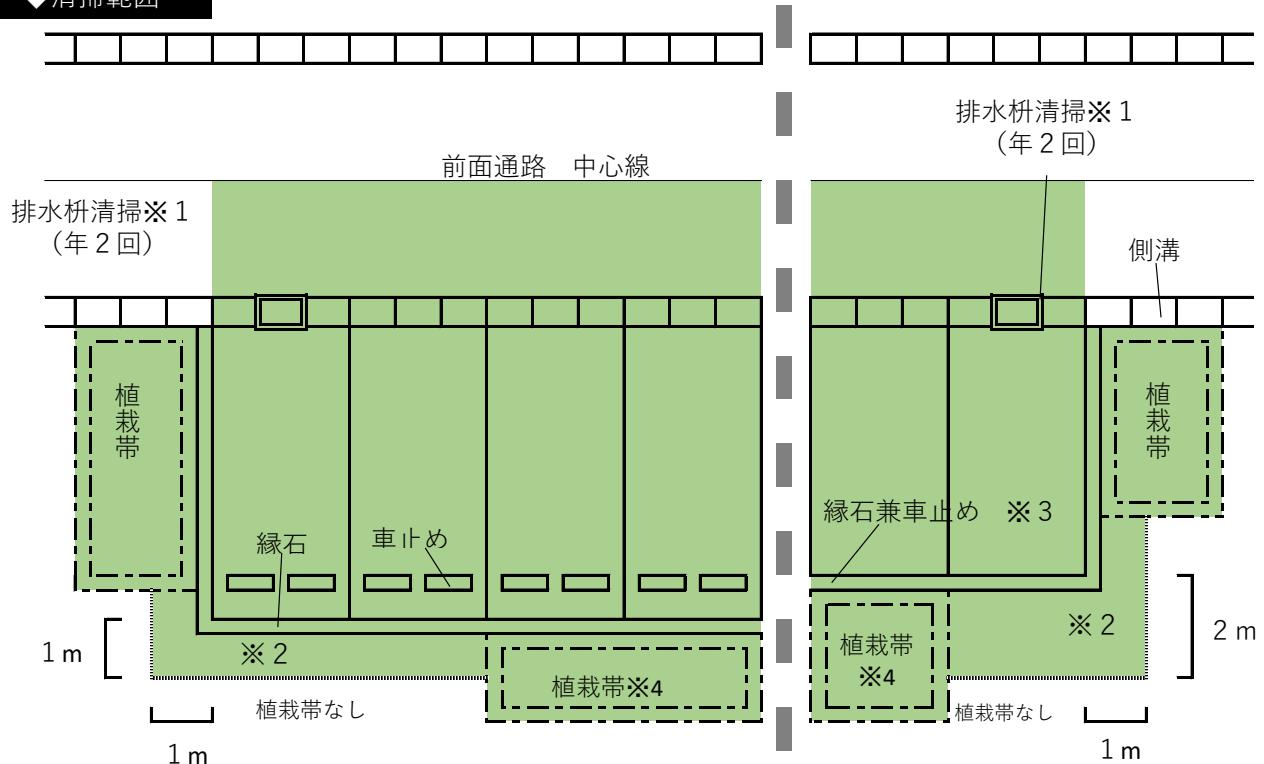
- ・消防・警察・市役所（ゴミ収集・時間貸等駐車場指導）との必要な協議・調整は、事業者が行ってください。

⑫府への情報提供

- ・当該使用許可の効果を検証する場合がありますので、府が請求したときは経営状況や利用者の傾向等を情報提供してください。（個人情報に関するものは求めません。）

○清掃・除草管理区分・範囲（直角駐車の場合）

◆清掃範囲

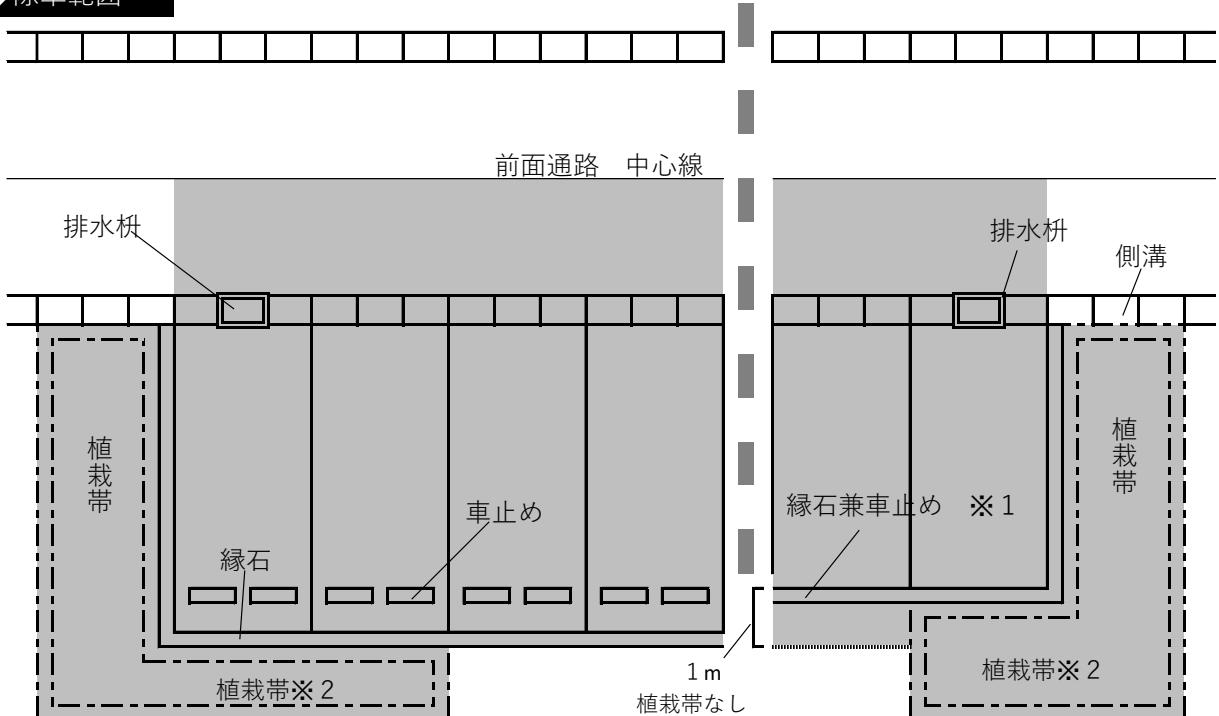


※1 図示する範囲内に存在する排水枠すべてを清掃すること。

※2 駐車場区画周囲1mで図示する部分に側溝等がある場合は、その清掃も含む。

※3 縁石が車止めを兼ねる場合は、縁石を含み2m部分を清掃する。

◆除草範囲

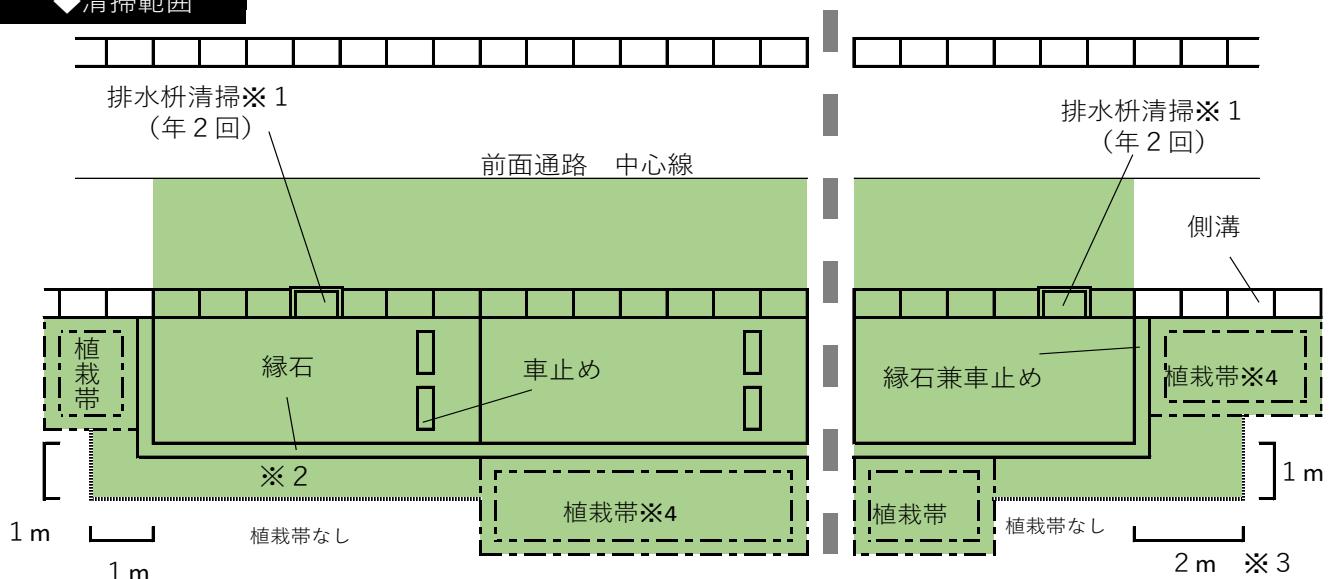


※1 縁石が車止めを兼ねる場合は、縁石を含み1m部分を除草する。

※2 車止めの有無に関わらず、区画に隣接する植栽帯がある場合はその部分を除草する。

○清掃・除草管理区分・範囲（縦列駐車の場合）

◆清掃範囲

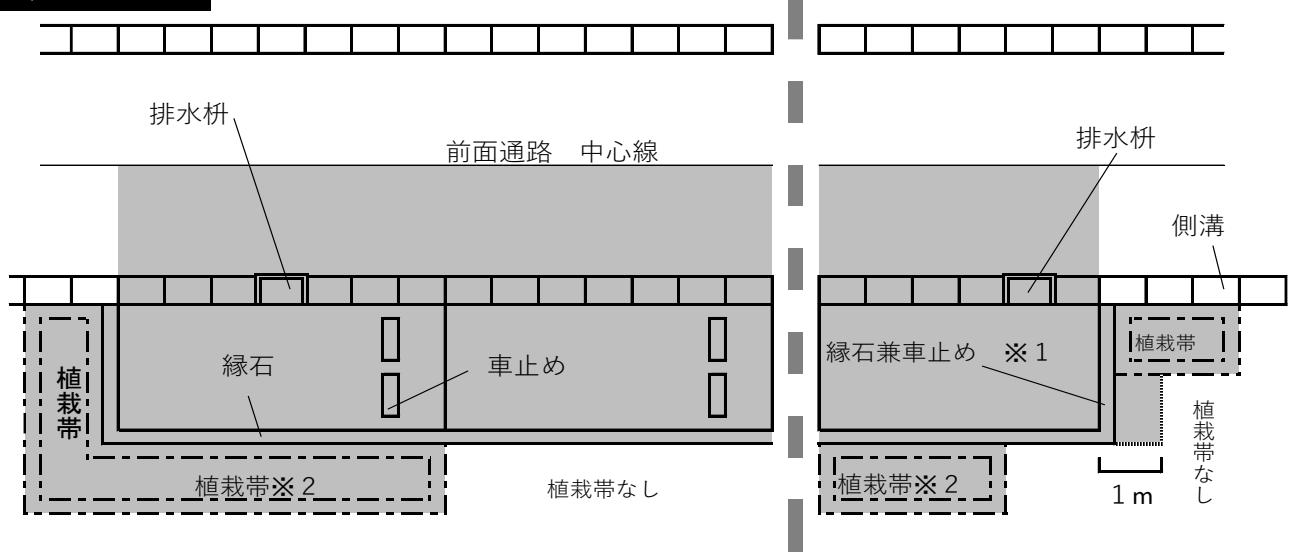


※1 図示する範囲内に存在する排水枠すべてを清掃すること。

※2 駐車場区画周囲1mで図示する部分に側溝等がある場合は、その清掃も含む。

※3 縁石が車止めを兼ねる場合は、縁石を含み2m部分を清掃する。

◆除草範囲



※1 縁石が車止めを兼ねる場合は、縁石を含み1m部分を除草する。

※2 車止めの有無に関わらず、区画に隣接する植栽帯がある場合はその部分を除草する。